

多度津町農業委員会議事録

平成28年10月20日午前9時29分より午前9時54分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員 (25名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者 (2番)	斯 波 貞 和
職務代理者 (3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 均
6番委員	堀 家 徹
7番委員	大 西 和 芳
8番委員	村 井 登
9番委員	山 地 夫
10番委員	松 岡 安 男
11番委員	香 川 篤
12番委員	大 谷 泰 則
13番委員	土 田 敏 雄
14番委員	三 野 敏 彦
15番委員	山 地 孝 雄
16番委員	塚 本 繁 造
17番委員	横 關 幹 夫
18番委員	矢 野 和 幸
19番委員	大 島 弘
20番委員	中 津 德 久
21番委員	山 崎 義 行
22番委員	松 浦 俊 正
23番委員	藪 昌 子
24番委員	塩 入 達 彦
25番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員 (0名)

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長 皆さんおはようございます。
定刻よりも少し早いですが、ただいまより平成28年10月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長 それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
おはようございます。
非常にいい季節になってまいりまして、作業のほうも、稲刈り、収穫のほう順調に、もうほとんど後半が終わったところが多いかということでございます。一番非常にいい時期で、1年の間ではこの時期がいいと。秋雨前線も無事通過し、台風も台風一過ということで、今が一番恵まれた季節でございますが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

事務局長 先日は、東かがわ市に研修に行かれましてありがとうございます。そういう、今日また閉会后予定しておるようでございますが、研修を踏まえた上でも、恒例になっております具体的にご意見いただきまして、取りまとめたいということでございます。よろしく願いいたします。

事務局長 それでは、早速でございますが開会いたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

事務局長 それでは、松岡委員さんが少し今遅れておりますのでご報告させていただきます。
次に、本会議の成立でございますが、出席委員は25名中、現在24名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

議長 それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長 それではまず、会議録署名委員の指名ということでございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。17番の横關委員さん、18番の矢野委員さん、よろしく願いいたします。
続きまして、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを代表者の方をお願いいたします。

19番委員 きょう9時からこの会議室で、秋山会長、斯波、長目副会長、小委員会の当番委員の中津、山崎、大島の6人と、事務局の吉田係長と、谷口事務局長はちょっと遅れましたが行いました。
それです、2号議案の現地調査に参りまして、1番に庄の分を調査しました。これも別に問題にするようなことはなかったです。それと次の次に、三井へ参りまして、これは分譲住宅になるそうです。そこも調

査しましたけど、建設課やほうぼうの立会やあいなんは全部済んだらうだということでしたので、別に問題はなかったです。

それで、戻ってきて、また1号議案から2号、3号、4号議案、その他の報告を受け検討しました結果、別にこれという問題はなかったのご報告申し上げます。それで、皆さん、今日は十分にご審議してください。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしく願いいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の解約理由につきましては、議案第3号、13ページの47番にありますように借り手の変更になります。

番号2番の解約理由につきましては、議案第2号、1番にありますように、分譲住宅に転用予定です。

番号3番の解約理由につきましては、来月別の方と機構を通して貸借予定となっております。

以上です。

議長

報告案件ということでございますが、昨日私ちょっと勘違いしていて、小委員会で確認させてもらった戦前からの合意解約等については、地元委員さんから説明をもらうということでしたが、それも参考なるんで、引き続いてやったらいいんじゃないかという、きのう小委員会でのお話でございますが、これは借り手が変わるというだけで、どうかな山地さん、こいなん。全く解約する……。

15番委員

これちょっと僕も質問しようかと思ひよったんやけど。戦前からの小作ということは、地主とその個人が契約しているわけですよ。例えば、年貢を納めて。

議長

そうですね。

15番委員

その人がこれを戻すということが、次変わる、機構でもどこでもいいですが、変えるということは、地主側に完全に動かなんだらおかしいんじゃないんでしょうか。

議長

そう。私もそういうふうに。

15番委員

それが、この権利を持ったまま次に貸すというのも、又貸しの話であって、おかしくなるんですよ。

議長

私もそう解釈して、そうであれば地元委員の報告を聞いてもええんじ

やけど、そういうふうには地主に戻らんとやっとなると、ちょっと別に。

15番委員 たまたまうちのほうでもあるんやけど、権利を引き継いだまま、そういう地主と新しい契約者として小作権を引き継いでね。結局お金払うて小作権借りとるわけね、そういうのもあるんです。どちらなのかというのをちょっと聞いているんです。この場合だったらちょっと無理じゃないかな、そういうのは。

議長 先月か何かやっつりよったあれ、確認印等の問題の時、どんなに言ったんかな。

事務局 今回のこの解約、貸付人と借受人に関しては、このお二方が戦前からの小作地、相続して引き継いでる方で、このお二方が小作地の解約をした上で、貸付人が、今度は小作地関係の借受人ではなく●●●●に貸し付けるということで、一旦戦前からの小作はやめて、解約したということです。

15番委員 いやいや、そういうんなら分かるんです。そうなんだったらこれがおかしいやという話なんで、その辺をちょっと聞きたかった。解約したということは、私はもう田んぼしませんから戻しますよ、金銭がそうなのかどうかは別にして、戻したということだったら分かる。

事務局 解約。

議長 話し合って、双方でやったん。

事務局 はい。

議長 それやったら問題ない。ほんで、地主が全部受けたということやね。

事務局 そうです。地主が、今度はもう●●●●に貸すということで。

議長 それであれば、昨日の小委員会の話のように、今までの他所の地域の参考になるということで、ほんだら大谷さんかな。ちょっと一言、知ってる範囲内でええと思うんで、経緯を。

12番委員 ●●●●との契約が更改になるんで、この機会に戦前からの小作地は前から好ましくないのを破棄したほうがいいんで、お互いにお話をしてもらって、今回の解消に至ったものです。

議長 その内容。

12番委員 続いて、地主さんから、●●●●が委員会に届け出をして、利用権の設定をするということになっております。

議長 そこで参考にしたいのは、貸付人と借受人との間でお金が動いたんか、どういう経緯でそういう合意がとれるようになったか、内容をちょっと。

12番委員 内容については私は知りません。一応、合意解約が得られたという話です。

議長 ありがとうございます。

事務局 6月の利用権設定の時に一度ご指摘いただいた件で今後は解約した上で地主の方と●●●●で契約を結んでくださいという説明を差し上げて、今回解約に至った。

議長 手続としては非常に好ましい基本的なやり方でできたということですか。

12番委員 問題ないと思います。

議長 そういうことで、皆さんも自分の地域に該当するような案件がございましたら参考にさせていただきたいと思います。

ということで、1号案件、報告案件ということでございます。ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅5区画となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年12月1日、工事完了が平成31年11月25日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計5,000万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当するため協議を行う必要があります。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅2階1棟及びカーポート1棟となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年12月1日、工事完了が平成29年1月30日となっておりますので、転用の確実性は認

められます。資金計画ですが、造成費、建築等で合計2,000万円と
なっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,
000平米以下のため、開発許可の協議に該当しません。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものでは
ないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周
辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考え
ております。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、皆さんのほうからご意見、
ご質問等ございましたらご発言のほうお願いいたします。

15番委員 2番の分ですけれども、これは親子関係か何かですか。
事務局 娘夫婦が。

15番委員 それやったら分かる。その辺、名前が全然違うんやからね。
議長 そうやな。面積がうんと広いという問題はないんかな。
他に皆さんのほうからございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ござ
いせんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ああそうか、●●さん。●●さんもあるんかな。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当
いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

議長 ほんだら、いきましょう。

事務局 では、議案書の3ページから15ページの両面印刷をごらんください。
まずは、議案書の訂正をお願いいたします。

15ページの55番、貸付人●●●●、借受人●●●●となっており
ますが、正しい借り受け人は香川県農地機構になりますので、訂正をお
願いいたします。機構を通して●●●●が借り受けをするようになります。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全
部で55件、10万9,617平方メートルの申請があり、再設定、更
新については42件、8万7,666平方メートルになります。内訳と

しては、使用貸借権が39件、8万1,848平方メートル、賃借権が3件、1,818平方メートルになります。新規の申請については全て使用貸借権で、13件、2万1,951平方メートルになります。

以上55件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと思えます。

補足といたしまして、議案書14ページ、54番、15ページ、55番に関しては、次の議案第4号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長

ということですが、皆さんのほうから何か。

第18条第1項、特段問題ないかと思えます。よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

ご意見ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

(塚本委員着席)

議長

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。お願いいたします。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

事務局

では、議案書の16ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっております。

【議案第4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

以上です。

いかがでしょうか。機構案件ということでよろしいでしょうかね。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

(●●●●着席)

ということで、議案のほうは終わったわけでございます。

続きまして、報告案件ということで、事務局よろしくお願いたします。

議長

事務局よりご報告いたします案件が3点ございます。

1点目は相続届について、2点目は農業農地問題相談会について、3

事務局長

点目は平成28年度市町農地利用最適化推進委員研修会の開催についてでございます。

【その他3点について事務局より説明】

議長

以上で本日の予定は終わったわけですが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたら。

11月14日は、ここからバスが出るというようなことはないんですか。自分の足で行かないかんの。

済いませんけども、乗り合わせで行ってくださるか、個人でお願いします。

費用弁償の……。

出ないです。

昔はマイクロで行きよったんや。吉田君が運転してくれたらええんや。あれはいかんのか。いつからかそういうふうに関人のほうが多くなったんで、ご理解いただいて。

他にございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。ありがとうございました。